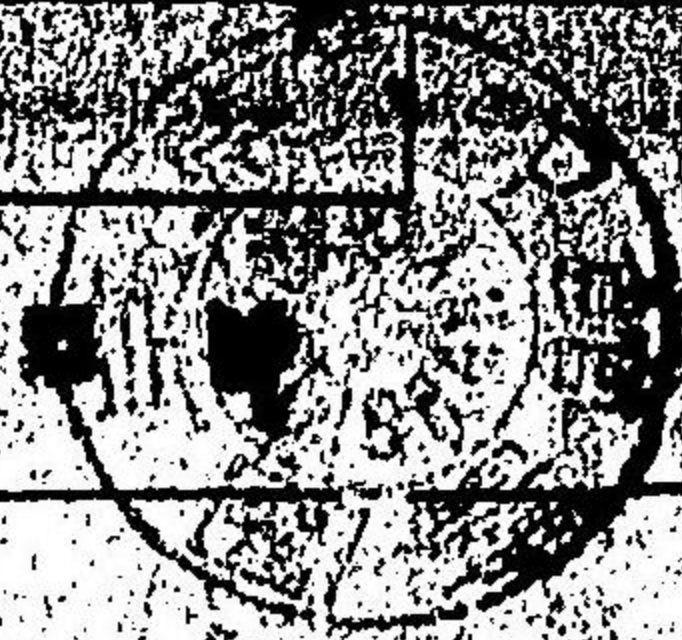
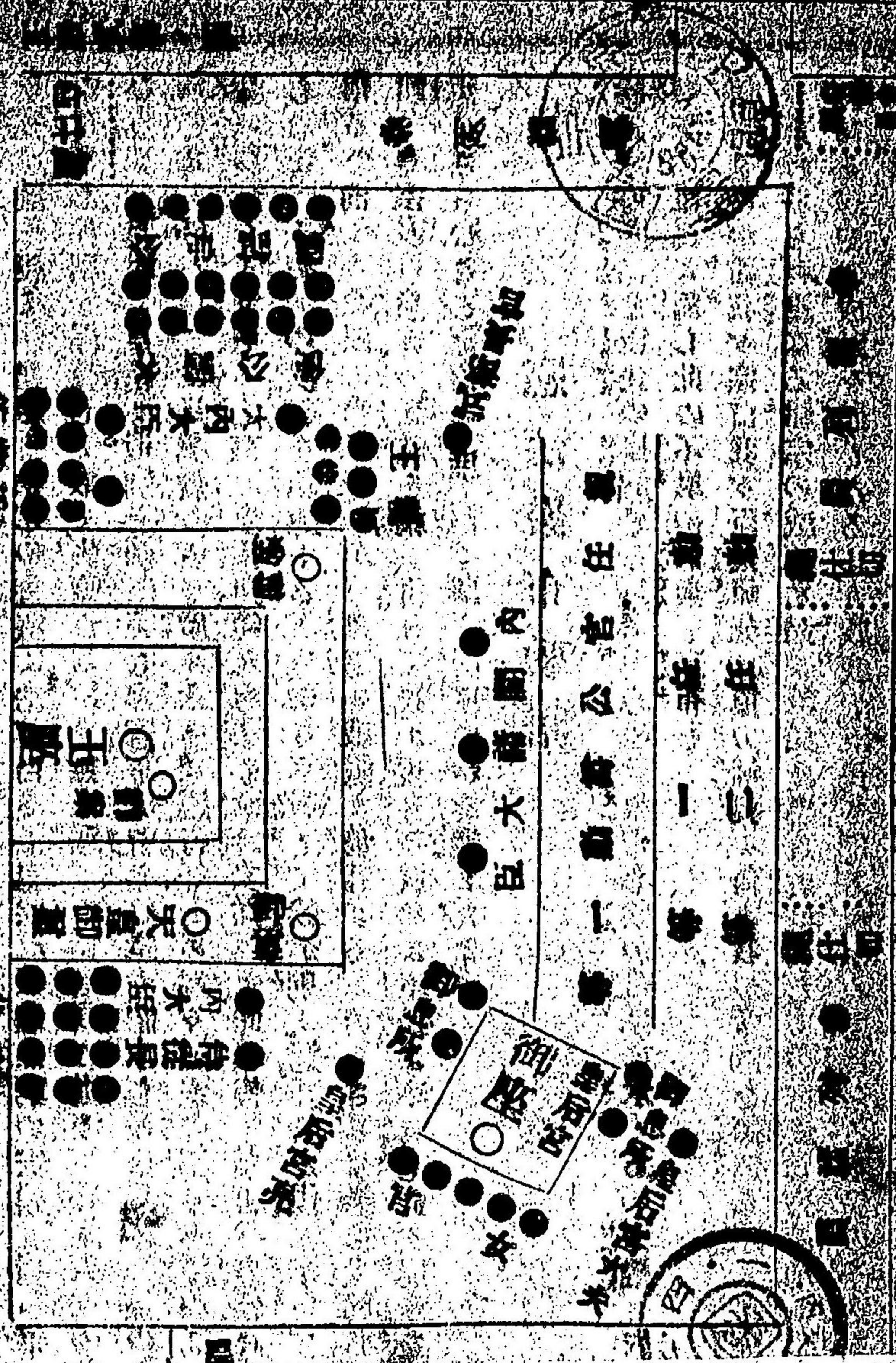


大日本
天
皇
憲
法

內務省
印刷
本
所

東京
大
學
印
刷
部
印
行
商
社



告文

皇族の諸君と長と 皇祖 皇宗の神靈よ時々白く皇族に天地無窮の宏謨を傳ひ惟神の實祚
と承繼し舊圖を保持しと敢て失墮せざるものと無し願はるる世局の進退を膺り人文の發達を陳
ひ宜く 皇祖 皇宗の遺訓を明徴し其真意を成立し條章を昭示し内には以て子孫の率由せらる
所を爲し外に以て臣民其贊の道と廣め永遠に遵行せしめ益々國家の丕基を鞏固し八洲民
生に廣福を増進せしむる皇室典範及憲法を制定す惟ふに此れ皆 皇祖 皇宗に後裔を貽
したまへる統治の洪範を紹述するの外ならず而して朕が躬に速て時を俱に奉り行ふことを
得るに洵く 皇祖 皇宗及我が 皇考の威靈に倚藉するに由らざるは無し皇族に仰て 皇
祖 皇宗及 皇考の神祚を禱り併せて朕が現世及將來に臣民に率先む此の憲章を履行しと
愆らざらむことを誓ふ庶幾くは 神靈此れを鑒たまへ

憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くるの大權は依り現任及
將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布せ
惟ふに我が國我が皇は我が臣民に先づ協力輔翼を倚り我が帝國を肇造し以て無窮に垂れた
り此れ我ら神靈なる祖宗の威靈と並に臣民に忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光
輝ある國史の成跡と貽したるなり朕我が臣民も即ち祖宗の忠實ある臣民の子孫あると同様

し其の國の運を承繼し朕が事と實相與し和衷協同し益々我が帝國の光榮を中外に宣揚
し皇宗の遺業を永久に垂固らしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを期し
ざるなり

朕皇宗の遺烈を承け萬世一系の帝位と朕が親愛せる所の臣民の間を朕が皇宗の惠澤慈
養とまみし所の臣民あるを念ひ其慶福を増進し其懿徳長能を稱揚せしむるものとを願ひ又
其の實業に依り興ふ俱に國家に進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十四日國會
を開設し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者とし
て永遠に履行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫の將來此の
憲法の條章を備ひ之を行ふことと愆らざるべし

朕に我が臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内よ於て其
享有を完全ならしむべきことを宣告す

帝國國會は明治廿三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此憲法をして有効ならしむる
の期とすべし將來若此の憲法の成る憲條を改定するに必要ある時宜を見らば朕及朕
の繼承の子孫の神靈の權を執り之を議會に付し議會の此の憲法を定めざる要件に依り之を
議決するの外朕が子孫及臣民は敢て之を變更を試みることを得ざるべし
朕が在任の大皇帝は朕が此の憲法を履行するに責任を任すべく朕が現在及將來の臣民に此

御名御璽

明治二十二年二月十二日

内閣總理大臣	伯爵 黒田清隆
樞密院議長	伯爵 伊藤博文
外務大臣	伯爵 大隈重信
海軍大臣	伯爵 西郷從道
農商務大臣	伯爵 井上馨
司法大臣	伯爵 山田顯義
大藏大臣兼内務大臣	伯爵 松方正義
陸軍大臣	伯爵 大山久
文部大臣	子爵 森有造
逓信大臣	子爵 榎本武揚

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第二條 大日本帝國は萬世一系の天皇を以て統治す

第三條 皇位は皇統に傳はりて終つる所は依りて皇太子を以て繼承す

第三條 天皇の職權として

第四條 天皇は國元を以て統治權を總攬し此の憲法の條規に依りて之を行ふ

第五條 天皇は帝國議會の勅諭を以て立法權を行ふ

第六條 天皇は法律を親可し其公布及執行を命ず

第七條 天皇は帝國議會を召集し其開會閉會會期及衆議院の解散を命ず

第八條 天皇は公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲め緊要の必要に由り帝國議會閉會の勅諭を於て法律に代るべき勅令を發す此の勅令は次の會期に於て帝國議會を提出す

第九條 天皇は法律を執行する爲め又は公共の安全秩序を保持し及臣民の幸福を增進する爲め必要なる命令を發し又の發せしむ但し命令を以て法律を變更するを得ず

第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此は憲法又の他の法律の特例を拂ひたるを以て各其條項に依る

第十一條 天皇は陸海軍を統帥す

第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む

第十三條 天皇は戒厳令を發し及戒嚴の要件を命ず

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す戒嚴の要件及効力が法律を以て之を定む

第十五條 天皇は勳章勲章及其の他は勳章と授與す

第十六條 天皇は大勳章勳章及勳章を命ず

第十七條 憲政を置くの皇室典範の定むる所に依る」攝政は天皇の名に於て大権を行ふ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格を感し均く文武官に任せられ及其他の公務に就くことを得

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有す

第二十三條 日本臣民は法律に依るゝ非らずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなし

第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるゝことなし

第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝことなし

第二十七條 日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなし」公益の爲必要なる處分の法律に定むる所に依る

第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨かす及臣民たるの義務に背りざる限に於て信教の自由を有す

第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

第三十條 日本臣民は相當の義務を守り別を定むる所の規程に従ひ勳章を蒙ることを得

第三十一條 本章に掲げたる條規は平時及國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐることなし

第三十二條 本章に掲げたる條規の陸海軍は法令又ハ紀律に抵觸せざるもの限り軍人に準行す

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第三十四條 貴族院の貴族院令の定むる所に依り皇族皇族及勅任せられたる議員を以て組織す

第三十五條 衆議院の選舉法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たることを得ず

第三十七條 凡て法律ハ帝國議會の協議を経るを要す

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し及各々法律案を提出するものと得

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案ハ同會期中に於て再び提出せらるゝことを得

第四十條 兩議院は法律又は其他の事件に付き各々其の意見を政府に建議することを得

但し其の採納を得ざるものは同會期中に於て再び建議するものとを得ず

第四十一條 帝國議會ハ毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會ハ三個月を以て會期とす必要ある場合に於ては勅命を以て之を延長

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合よ於て常會の外臨時會を召集せしむ。臨時會の會期を定むるは勅命に依る。

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時之を行ふべき。衆議院解散を命ぜられたる時は貴族院の同時に停會せらるべし。

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたる時勅命を以て新選議員を選挙せしめ解散の日より五箇月以内之を召集すべし。

第四十六條 兩議院の各々其の總議員三分の一以上出席せざるは非されば議事を開き議決を爲すを得ず。

第四十七條 兩議院の議事の過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決する所を依る。

第四十八條 兩議院の會議の公開を但政府の要求せば其の院の決議は依り秘密會と爲すを得。

第四十九條 兩議院は各々天皇に上奏することを得。

第五十條 兩議院の人民より呈出する請願書を受くることを得。

第五十一條 兩議院は此の憲法及議院法に據るもの、外内閣の整理に必要なる諸規則を定むるを得。

第五十二條 兩議院の議員の職權は於て發言したる意見及表決は其の院に於て責を負ふ。となし但各議員自ら其の言論行為に責任を負ふは其の自由の方法を以て公布せらるべきは。

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるることなし。

第五十四條 國務大臣及政府委員は何時よりとも各議院に出席し及發言せらるることを得。

第五十五條 國務各大臣は天皇を輔弼し其責に任す。凡そ法律勅令其他國務に關する詔勅の國務大臣の副署を要す。

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所を依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す。

第五十七條 司法權は天皇の名よ於て法律を依り裁判所之を行ふ。裁判所の構成は法律を以て之を定む。

第五十八條 裁判官は法律を定たる資格を具ふる者を以て之を任す。裁判官の刑法の宣告及び懲戒は處分よ由るの外其の職を免ぜらるることなし。懲戒の條規は法律を以て之を定む。

第五十九條 裁判の對審判決之を公開す但し安寧秩序又ハ風俗を害するの虞あるときは法律を依り又ハ裁判所の決議を以て對審を公開を停むるを得。

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきもの別は法律を以て之を定む。

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を侵害せられたりとするの訴訟をし、別法を以て定めたる行政裁判所の裁判に属すべきものは司法裁判所に於て受理するの限、在

第六章 會計

第六十二條 新租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべき。但し報償を爲する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限を在らず。國債を起し及豫算を定めたるものを除く外、國庫の負擔を有すべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし。

第六十三條 現行の租税の更法を以て之を改めざる限、舊より依り之を徵收す。

第六十四條 國家の歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし。豫算の款項は超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す。

第六十五條 豫算の前は衆議院に提出せしむべし。

第六十六條 皇室經費は現在決定額に依り毎年國庫より之を支出し、將來増額を要する場合は、除く外、帝國議會の協賛を要せず。

第六十七條 憲法上の大權に基づくる既定の歳出及法律の結果より、及び法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し、又は削減するを得ず。

第六十八條 特別の須要に因り政府は、豫算年限を定め、繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得。

第六十九條 遊くべからざる豫算の不足を補ふ爲り、及び豫算の外に生じたる必要の費用

を充つる爲に豫備費を設くべし。

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合は、於て内外此情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは、勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得。前項の場合に於て、次の會期に於て帝國議會に提出し、其承諾を求むるを要す。

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず、又は豫算成立に至らざるべき政府の前年度の豫算を施行せしむ。

第七十二條 國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定し、政府の其の検査報告を以て之を帝國議會に提出すべし。會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む。

第七章 補則

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するに必要あるべき勅令を以て、議案を帝國議會の議決付とせしむ。此の場合に於て兩議院の各々其の議員三分の二以上出席するに非ざれば、議案を開くことを得ず。出席議員三分の二以上多数を得るに非ざれば、改正は議決を爲すことを得ず。皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず。皇室典範を以て此の憲法の條項を變更することを得ず。

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを不得。

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用いたるもの拘らず、此の憲法に矛盾せざる現行の法令の總て、理由の効力を有す。歳出上政府の義務に關する現在の契約及び命令の總て、第六十七條の列に由る。

法律

朕臨御願の諮詢を経て議院法を認可し之を公布せしめ併せて貴族院及衆議院成立の日より各本法は依り施行すべしと命ぜり

御名御璽

明治二十三年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵 黒田清隆
樞密院議長	伯爵 伊藤博文
外務大臣	伯爵 大隈重信
海軍大臣	伯爵 西郷從道
農商務大臣	伯爵 井上馨
司法大臣	伯爵 山田顯義
大藏大臣兼内務大臣	伯爵 松方正義
陸軍大臣	伯爵 大山久
文部大臣	子爵 森有禮
逓信大臣	子爵 榎本武揚

第一章

帝國議會の召集成立及開會

第一條 帝國議會召集の勅諭は集會の期日を定め少くとも四十日前之を發布すべし

第二條 議員は召集の勅諭に指定したる期日あらず各議院の會堂に集會すべし

第三條 衆議院の議長副議長は其の院に於て各三名の候補者を選舉せしめ其れ中より之を新任すべし

議長副議長の就任せらるゝまでの間は議長副議長は職務を行ふべし

第四條 各議院の抽籤法は依り總議員を數部に分割し毎部々長一名を部員中あてて互選すべし

第五條 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院に會合せしめ開院式を行ふべし

第六條 前條の場合に於て貴族院議長の職務を行ふべし

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長は各一名とす

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依る

第九條 衆議院の議長副議長は其の他は事故より職位を失つたるときは新任者ハ任期の仍前任者の任期に依る

第十條 各議院の議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

第十一條 議長は議會閉會は問はず仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員会及特別委員会を出席し發言することを得但し表決は數より預り

第十三條 各議院に於て議長故障あるときは副議長之を代理す

第十四條 各議院に於て議長副議長俱に故障あるときは假議長を選舉し議長の職務を行はしむべし

第十五條 各議院の議長副議長は任期滿限に達するも後任者の勅任せらるゝまでハ仍其ハ職務を繼續すべし

第十六條 各議院ハ書記官長一人書記官數人を置く
書記官長ハ勅任とし書記官ハ奏任とす

第十七條 書記官長は議長の指揮に依り書記官の事務を提理し公文を署名す
書記官ハ議事録及其他の文書案を作り事務を掌理す
書記官の外他の必要ある職員ハ書記官長之を任す

第十八條 兩議院の經費ハ國庫より之を支出す

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院の議長ハ歳費として四千圓副議長ハ二千圓貴族院の被選及勅任議員及衆議院の議員ハ八百圓を受け別定むる所の規則に從ひ歳費を受く但し召集に應ぜざる者は歳費を受くるふとを得ず
議長副議長及議員の歳費を詳たることを得ず

官吏よきて議員たる者は歳費を受くるふとを得ず

第二十五條の場合に於てハ第一項歳費の外議院の定むる所ハ依り一日五圓より多からざる手續を受く

第四章 委員

第二十條 各議院の委員ハ全院委員常任委員及特別委員の三類とす

全院委員ハ議員の全員を以て委員と爲すものとす
常任委員ハ事務の必要に依り之を數科に分割し負擔の事件を審査する爲各都に於て同數の委員を總職員中より選舉し一會期中其の任は在るとのとす
特別委員ハ一事件を審査する爲議院の選舉を以て時付託を受くるものとす

第二十一條 全院委員長ハ一會期ごとく開會の始に於て之を選舉す
常任委員長及特別委員長ハ各委員會に於て之を互選す

第二十二條 全院委員會は議院三分の一以上常任委員會及特別委員會ハ其の委員半數以上出席するハ非ざれば議事を開き議決を爲すふとを得ず

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員の外傍聴を禁ず但し委員會の決議は由り議員の傍聴を禁ずるふとを得

第二十四條 各委員長は委員會ハ經過及結果を議院に報告すべし

第二十五條 各議院は政府の要求に依り又は其れ同意を経て議會閉會の間委員として衆の審査を繼續せしむるふとを得

第五章 會議

第二十六條 各議院の議長の議事日程を定めて之を議院に報告し、議事日程は政府より提出せられたる議案を先ずすべし但し他の議事緊急の場合に於て政府の同意を得ざるべきは此の限を在らず

第二十七條 法律の議案は三讀會を経之を議決すべし但し政府の要求若し議員十人以上の要求より議院に於て出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときは三讀會の順序を省略することを得

第二十八條 政府より提出したる議案の委員の審査を経ずして之を議決するを得ず但し緊急の場合に於て政府は要求より由るものは此の限を在らず

第二十九條 凡て議案を議院の會議に於て議案に對し修正し勸諭を發するもの二十人以上以上賛成あるは非ざれば議題と爲らざることを得

第三十條 政府の何時より提出したる議案を修正し又は撤回することを得

第三十一條 凡て議案は最後議決しざる議院の議長より國務大臣を経由して之を表上すべし
但し兩議院に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決したるときは第五十四條第二項の規定に依る

第三十二條 兩議院の議決を経て表上したる議案にして裁可せらるるものは次の會期まで公布せらるべし

第六節 停會閉會
第三十三條 政府は何時よりとも十五日以内に於て議院の停會を命ずるを得

第三十四條 衆議院は解散し依り貴族院に停會を命じたる場合に於ては前條第二項は例に依らず

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願の議決に至らざるものは議會に於ては但し第二十五條の場合に於ては此の限を在らず

第三十六條 閉會は勸命より兩議院合會に於て之を舉行すべし

第七節 秘密會議
第三十七條 各議院の會議の左の場合に於て公開を停むるを得
一 議長又は議員十人以上の發議に由り議院之を可決したるとき
二 政府より要求を受けたるるとき
第三十八條 議長又は議員十人以上より秘密會議を發議したるときは議長は直ち傍聴人を退去せしめ討論を用ゐずして可否の決を取るべし

第三十九條 秘密會議は刑行することを許さず

第八章 豫算案の議定
第四十條 政府より豫算案と衆議院に提出したるときは豫算委員の其の院に於て受取りたる日より十五日以内審査を終り議院に報告すべし

第四十一條 豫算案が成立し議院の會議に於て修正の動議を爲すものは三十人以上の賛成
あるは非ざれば議題を爲すを得ず

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言は何時たりと之を許すべし但し之が爲す議員の
演説を中止せしむることを得ず

第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員の何時たりとも
委員會に出席し意見を述べぶることを得

第四十四條 委員會は議長を經由して政府委員の説明を求むるを得

第四十五條 國務大臣及政府委員は議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數に預り
らざる

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會を開くときは毎會委員長より其主任の國務大臣
及政府委員を通知すべし

第四十七條 議事日程及議事に関する報告は議員に分配すると同時に之を國務大臣及政府
委員に送付すべし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さむるときは三十人以上の賛成者ある
を要す
質問の簡明ある主意書を作り賛成者と共連署して之を議長に提出すべし

第四十九條 質問主意書は議長之を政府に轉送し國務大臣は直に答辨を爲し又たは答辨す
べき期日を定め答辨を爲さむるときは其の理由を示明すべし

第五十條 國務大臣の答辨を得又ハ答辨を得ざるときは質問の事件に付議員の建議は動議
を爲すことを得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院に上奏せむるときは文書を奉呈し又は議長を以て總代とし議見を陳
ひ之を奉呈することを得

各議院に建議は文書を以て政府に呈出すべし

第五十二條 各議院に於て上奏又ハ建議の動議の三十人以上の賛成あるは非ざれば議題を
爲すを得ず

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算を除く外政府の議案を付するハ兩議院の内何れを先にするも便宜に依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し又ハ修正して議決しむるときは乙議院に之
を移すべし乙議院に於て甲議院の議決に同意し又ハ否決したるときは之を奏上すると同
時甲議院に通知すべし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるときは之を甲議院に通知すべし
第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議院に對し之を修正したるときは之を甲議
院に回付すべし甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは之を奏上すると同時に乙

議院は通知を以て之を同議院に開くことを求めし
甲議院より協議會を開くことを求めるときは乙議院の之を拒むことを得ず

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院より各十人以下同数の委員を選挙し會同せしむ委員の協
議案成立せるときは議案と政府より受取り又は提出したる甲議院に於て先づ之を議し次
よ乙議院に移すべし

協議會に於て成立しざる成案に對しては更に修正の動議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長は何時たりとも兩院協議會に出席して意見
を述べらるゝを得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聴を許さず

第五十九條 兩院協議會に於て可否決を取るは無名投票を用ひ可否同數あるときは議長
の決する所を依る

第六十條 兩院協議會ハ議長ハ兩議院協議委員に於て各一員を互選し毎會更代して之を
らしむべし其れ初會に於ける議長は抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本條に定むる所の外兩議院交渉事務の規程ハ其の協議に依り之を定むべし

第十三章 請願

第六十二條 各議院に呈出せる人民の請願書の議員の紹介に依り議院之を受取るべし

第六十三條 請願書は各議院に於て請願委員に付し之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程に合はずと認むるときは議長ハ紹介の議員を経て之を却すべし

第十四章

第六十四條 請願委員ハ請願文書表を作り其の要領を録し毎週一回議院に報告すべし

請願委員特別報告に依れる要求又ハ議員三十人以上此要求あるときは各議院は其れ請
願事件を會議に付すべし

第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきあることを議決したるときは意見書を附し其れ請
願書を政府に送付し事宜に依り報告を求むことを得

第六十六條 法律に依り法人と認められたる者を除き外總代の名義を以てする請願ハ各議
院之を受くることを得ず

第六十七條 各議院の憲法を變更するの請願を受くることを得ず

第六十八條 請願書は總て裏面の體式を用うべし若し請願の名義に依らず若し其の體式に違
ふとのハ各議院之を受くることを得ず

第六十九條 請願書として皇室に對し不敬の語を用ひ政府又ハ議員に對し侮辱の語を用ひ
るものハ各議院之を受くることを得ず

第七十條 各議院の司法及行政裁判に干預するの請願を受くることを得ず

第七十一條 各議院の各別ハ請願を受け互に相干預せず

第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二條 各議院ハ人民に向て告示を發するを得ず

第七十三條 各議院は審査の爲に人民を召喚し及議員を派出するを得ず

第七十四條 各議院より審査の爲に政府に向て必要なる報告又ハ文書を求むるときは政府ハ秘密に渉るるものを除く外其の求むるに應ずべし
第七十五條 各議院は國務大臣及政府委員の外他代官廳及地方議會に向て照會を往復するものと得ず

第十五章 退職及議員資格の喪失

第七十六條 衆議院ハ議員として貴族院議員に任ぜられ又ハ法律に依り議員たることを得ざる職務に任ぜられたるときハ退職者とする
第七十七條 衆議院の議員として選挙法に記載したる被選の資格を失ひたるるときハ退職者とする

第七十八條 衆議院に於て議員の資格に付異議を生じたるときは特選委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決をべし
第七十九條 裁判所に於て當選訴訟の裁判手續を爲したるものは衆議院に於て同一事件に付審査するものと得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるるに至るまでの間は衆議院に於て位列及發言の權を失はず但し自身の資格審査に關る會議に對してハ辨明するものと得るも其の表決に預かることを得ず

第十六章 請假辭職及補選

第八十一條 各議院の議長は一週間を超ゆる議員の請假を許可するものと得其の一週間を超ゆるときは其の議院に於て之を許可し期限なきものは之を許可することを得ず
第八十二條 各議院の議員ハ正當の理由を以て議長に届出ずして會議又ハ委員會に出席することを不得

第八十三條 衆議院ハ議員の辭職を許可することを得
第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員に關員を生じたるときハ議長より内務大臣に通報し補選選挙を求むべし

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せんが爲内部警察の權は此の法律及各議院に於て定むる所ハ規則に從ひ議長之を施行す
第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏ハ政府之を派出し議長の指揮を受けしむ

第八十七條 會議中議員此の法律若ハ議事規則に違ひ其れ他議場ハ秩序を紊るときハ議長ハ之を警戒し又ハ制止し又は發言を取消さしむ命に從はるときハ議長は當日ハ會議を終るまで發言を禁止し又ハ議場の外に退去せしむることを得
第八十八條 議場騒擾しして整理し難きときは議長は當日の會議を中止し又ハ之を閉づることを得

第八十九條 傍聽人議場ハ妨害を爲す者あるときは議長は之を退場せしむり必要ある場合ハ之を警察官廳に引渡さしむるものと得
傍聽席騒擾なるときハ議長ハ總ての傍聽人を退場せしむるものと得

第九十條 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員及議員は議長の注意を喚起することを得

第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言論論議を爲すことを得ず

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ゐることを得ず及他人の身上に涉り言論することを得ず

第九十三條 議院及び委員會に於て誹毀侮辱を被りたる議員の之を議院に訴へて處分を求めむべし私に相報復せざることを得ず

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院は其の議員に對し懲罰權を有す

第九十五條 各議院に於て懲罰事犯を審査する爲に懲罰委員を設く

懲罰事犯あるときは議長は先づ之を委員に付し審査せしめ議院の議を経て之を宣告し各委員會及び各部に於て懲罰事犯あるときは委員長又は部長は之を議長に報告し處分を求めむべし

第九十六條 懲罰は左の如し

一 公開したる議場に於て喧嘩す

二 公開したる議場に於て適當の謝辭を表せしむ

三 一定の時間出席を停止す

四 除名

衆議院に於て除名は出席議員三分の二以上は多數を以て之を決せしむ

第九十七條 衆議院に於て除名は議員再選に當る者を拒むことを得ず

第九十八條 議員は二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得

懲罰は動議の事犯ありし後三日以内之を爲すべし

第九十九條 議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間内は召集を應ぜざるを由り又は正當の理由なくして會議及び委員會に出席するを由り若し請暇の期限を過ぎたるに由り議長より特許招状を發し其の招状を受けたる後一週間内は仍故なく出席せざる者は貴族院に於て其の出席を停止し上奏して勅裁を請ふべく衆議院に於ては之を除名すべし

衆議院に於て除名は出席議員三分の二以上は多數を以て之を決せしむ

衆議院に於て除名は議員再選に當る者を拒むことを得ず

議員は二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得

懲罰は動議の事犯ありし後三日以内之を爲すべし

議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間内は召集を應ぜざるを由り又は正當の理由なくして會議及び委員會に出席するを由り若し請暇の期限を過ぎたるに由り議長より特許招状を發し其の招状を受けたる後一週間内は仍故なく出席せざる者は貴族院に於て其の出席を停止し上奏して勅裁を請ふべく衆議院に於ては之を除名すべし

衆議院に於て除名は出席議員三分の二以上は多數を以て之を決せしむ

衆議院に於て除名は議員再選に當る者を拒むことを得ず

議員は二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得

懲罰は動議の事犯ありし後三日以内之を爲すべし

議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間内は召集を應ぜざるを由り又は正當の理由なくして會議及び委員會に出席するを由り若し請暇の期限を過ぎたるに由り議長より特許招状を發し其の招状を受けたる後一週間内は仍故なく出席せざる者は貴族院に於て其の出席を停止し上奏して勅裁を請ふべく衆議院に於ては之を除名すべし

衆議院に於て除名は出席議員三分の二以上は多數を以て之を決せしむ

衆議院に於て除名は議員再選に當る者を拒むことを得ず

議員は二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得

懲罰は動議の事犯ありし後三日以内之を爲すべし

明治二十二年二月十一日

御名 御璽

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道

農商務大臣 伯爵井上 馨
 法 大臣 伯爵山田 暲
 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方 正義
 陸 軍 大臣 伯爵大山 巖
 文 部 大臣 子爵森 有 禮
 通 信 大臣 子爵榎本 武 揚

法律第三號

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

第一條 衆議院は議員を各府縣の選舉區に於て之を撰舉せしむ其の撰舉區及撰舉區に於ては撰舉すべき定員は此法律の附録を以て之を定む

第二條 府縣知事は其の府縣の選舉區の選舉を監督す

一選舉區に選舉の郡長又は市長其の選舉長となり之を監督す

第三條 一選舉區に選舉の郡長又は市長の一人を命じ選舉長たらしむべし

第四條 一市の域内に於て兩選舉區あるときは府縣知事は區長をして其の選舉長たらしむべし

第五條 選舉に關する費用は地方税を以て支辨をべし

第二章 選舉人の資格

第六條 選舉人の左の資格を備ふることを要す

第一 日本臣民に男子としそ年齢満二十五歳以上たる者

第二 選舉人名簿編製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て本籍を定め住居を仍引續き住居する者

第三 選舉人名簿編製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納せ仍引續き納むる者

但し所得税を付て人名簿編製の期日より前滿三年以上之を納せ仍引續き納むる者に限る

第七條 家督を由り財産を相続したる者は其の財産を付前財産主の納税額を以て其の納税資格を算入す

第三章 被選人の資格

第八條 被選人たるを得る者の日本臣民の男子満三十歳以上として選舉人名簿編製の期日より前滿一年以上其の選舉府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納り仍引續き納むる者たるべし

但し所得税を付ては人名簿編製の期日より前滿三年以上之を納り仍引續き納むる者に限る

第九條 宮内官裁判官會計検査官收税官及警察官は被選人たるを得ず

前項以外の官吏の職務に妨げらるる時は議員と相兼ねることを得ず
 第十條 府縣及郡の官吏は其の管轄区域内に於て被選人たることを得ず
 第十一條 選舉の管理に關係する市町村の吏員は其の選舉區に於て被選人たることを得ず
 第十二條 神官及諸宗の僧侶又の教師は被選人たることを得ず
 第十三條 府縣會の議員として衆議院の議員に選舉せられ當選を承諾せらるるときは其の前職を辭すべしとす

第四章 選舉人及被選人に關する規定

- 第十四條 左の項の一に屬する者は選舉人及被選人たることを得ず
- 一 瘋癲白癡の者
 - 二 身代限の處分を受け負債の義務を免れらるる者
 - 三 公權を剥奪せられたる者又は停止中の者
 - 四 禁錮の刑に處せられ満期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者
 - 五 舊法に依り一年以上懲役若り國爭犯禁錮の刑に處せられ滿期後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者
 - 六 賭博犯より刑罰を受け滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者
 - 七 選舉に關する犯罪より選舉權及被選舉權の停止中の者
- 第十五條 陸海軍軍人は現役中選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず其の休職中在る者亦同じ

第十六條 舊族の當主は衆議院議員の選舉人及被選人たることを得ず
 第十七條 刑事の訴を受け拘留又は保釋中在る者は其の裁判確定に至るまで選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 選舉人名簿

- 第十八條 選舉長の毎年四月一日を期とし各町村長をして一の投票區域内に於て選舉人名簿を有する者を調査し人名簿二本を調製し同月廿日までに其一本を差出さしむべし
 選舉人名簿は選舉人は姓名官位職業身分住所生年月日納むる所の直接國稅の總額並に納稅地を記載すべし
- 第十九條 市に於ては左の方法に依り選舉人名簿を調製すべし
- 第一 一市及び市内の一區を以て一選舉區を爲したる場合は選舉長其の人名簿を調製すべし
 - 第二 市内に於ては左の方法に依り選舉人名簿を調製すべし
 一 市及び市内の一區を以て一選舉區を爲したる場合は選舉長其の人名簿を調製すべし
 二 市内に於ては左の方法に依り選舉人名簿を調製すべし
 三 郡市を合して一選舉區を爲したる場合は選舉長其の選舉長をありたるとき市長をして其の人名簿を調製せしむべし
 四 第三の場合に於て市長其の選舉長となりたるとき市長其の市内の人名簿を調製すべし
- 第二十條 選舉人其の住居する投票區域の外に於て直接國稅を納むるときは納稅地の町村

長又は市長若し區長の職状を併て選舉人名簿調製の期日までに其の投票を管理する町村長又は市長若し區長に差出すべし

第二十一條 選舉長の各町村長又は市長若し區長に差出したる選舉人名簿を合し一選舉區を以て一冊とし選舉管理の郡役所又は市役所若し區役所は備置き其の副本を府縣知事へ送致すべし

第二十二條 選舉長は毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其の選舉管理の郡役所又は市役所若し區役所に於て縦覽せしむべし

第二十三條 凡て選舉資格ある者選舉人名簿に於て人名の脱漏又は誤載あることを發見したるときは其理由書及證據を具へて縦覽期限内に選舉長に申立て其の改正を求むるものとす

縦覽期限を経過したる後前項に申立を爲すも其の効をなし

第二十四條 選舉長は於て脱漏の申立を受けたるときは其の理由及證據を審査し申立を受けたる日より二十日以内に之を判定すべし若し申立を以て正當ありと判定したるときは直に人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

第二十五條 選舉長は於て誤載の申立を受けたるときは其の理由及證據を審査し必要なる場合に於ては申立人又は被告人を召喚無間し申立を受けたる日より二十日以内に之を判定したるときは直に之を削除し其の由を被告人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

併せて選舉區内に告示すべし

第二十六條 申立人又は被告人は於て選舉長の判定に服せざるときは選舉長を被告とし判定の日より七日以内は始審裁判所に告訴することを得

第二十七條 始審裁判所は於て前條の訴訟を受取りたるとき他の訴訟の順序に拘らず速に其の裁判を爲すべし

第二十八條 前條に於ける始審裁判所の裁判は控訴することを許さず但し大審院へ上告するものとす

第二十九條 選舉人名簿の六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の日まで之を據置くべし但し裁判官渡書に依り改正すべきものは選舉長に於て其の言渡書を受取りたる時より三十四時内之を改正し其の由を申立人又は被告人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

第六章 選舉の期日及投票所

第三十條 選舉の投票の通常七月一日に之を行ふ但し衆議院解散を命ぜられたるときは勅令を以て臨時選舉の期日を定め少くとも三十日以前公布すべし

第三十一條 投票所は町村役場又は町村長が指定したる場所を於て之を設け町村長之を管理す

第三十二條 一町村に於て選舉人少數にして一の投票所を設くるに足らざるときは數町村を合併するものとす

此の場合に於ては郡長は府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並に投票所管理の町村長を指定すべし

第三十三條 町村長の其他管理する投票区域内に於ける選挙人中より立會人二名以上五名以下を定め遅くとも選挙の期日より三日以前に之を本人に通知し選挙の當日投票所に集會せしむべし

立會人の正當の事故なくして其の職を辞するを得ず

第七章 投票

第三十四條 投票は午前七時より始り午後六時に終る

第三十五條 投票函は二重の蓋を造り二種の輪を設け其の一の町村長之を管守し其の二の立會人之を管守すべし

第三十六條 町村長は投票の初より當り立會人と共に參會したる選挙人の面前に於て投票函を開き其の空虚なることを示すべし

第三十七條 選挙人は選挙の當日日本人自ら投票所に至り選挙人名簿の對照を経て投票すべし

第三十八條 投票用紙は各府縣各一定の式を用ひ選挙の當日投票所に於て町村長より之を選挙人に交付すべし
選挙人は投票所に於て投票用紙に被選人の姓名を記載し次は自己の姓名住所を記載して捺印すべし

第三十九條 選挙人として文字を書き得ること能はざる由を申立つるときは町村長は吏員をして代書せしめ之を本人に讀み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十條 二人以上の議員を選挙すべき選挙区に於ては連名投票を用うべし

第四十一條 選挙人名簿に記載せられたる者の外投票するを得ず但し選挙人名簿に記載せらるべき裁判官法曹を所持し選挙の當日投票所に至る者あるときは町村長は投票用紙を交付し投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十二條 投票終了の時期に至るときは町村長は其の由を告げ投票函を閉鎖すべし

投票明細書は其の總て投票することを詳記す

第四十三條 町村長は投票明細書を作り投票に關する一切の事項を記載し立會人と共に署名すべし

第四十四條 町村長は一名又は数名の立會人と共に投票の當日投票函及投票明細書を併せて選挙管理の郡役所又は市役所若しくは區役所に送致すべし

第四十五條 一選挙区内に於て前條の期限内に投票函を送致するものと能はざる情況あるときは府縣知事は人名簿確定日より選挙の期日までの間に於て適宜に其の投票函を送致せしむるを得

第八章 選挙會

第四十六條 選挙會は選挙管理の郡役所又は市役所若しくは區役所に於て之を開く

第四十七條 選挙會は各投票所より參會したる立會人の中より抽籤を以て選挙委員三名以

一七名以下を定むべし

第四十八條 選挙長は投票函送達の翌日選挙委員立會に上各投票函を開き投票の總數を投票人總數とを計算すべし若投票と投票人との總數に差異を生じたるときは其の由を選舉明細書に記載すべし

第四十九條 總數の計算を終りたるときは選挙長は選挙委員と共に投票を點檢すべし

第五十條 各選挙區の選挙人の其の選挙會を參觀を求むるを得

第五十一條 左に掲ぐる投票は無効とす

- 一 選挙人名簿に記載なき者の投票但し裁判官證書を所持したるに依り投票したる者の此の限を在らず
- 二 成規の用紙を用ひざるもの
- 三 選挙人自己に姓名を記載せざるもの
- 四 資格なき被選人の姓名を記載せるも但し選挙投票に列記する人員中資格ある者も付て其の効あるものとす
- 五 誤字又は汚染塗抹毀損に依り記載する所の選挙人又は被選人の姓名を認知すべからざるもの但し通常の假名字を用ひ又ハ誤字に係るも明其の姓名を認知することを得るも此の限を在らず
- 六 第三十八條第二項の規定をたる外他の文字を記載したるもの但し被選人の姓名を認知するも其の官位職業身分住所を附記し又ハ敬稱を用ひたる者の此の限を在らず

第五十二條 投票効力の有無を付疑あるときは被選挙委員の意見を聞き選挙長之と決定す此の決定に對しては選挙會場を於て異議を申立つることを得ず

第五十三條 無効に投票の抹線を加へ其の由を選挙明細書に記載し一箇年間保存し期限を經過したる後之を燒棄すべし

第五十四條 一投票にして其の選挙すべき定員より多き被選人の姓名を記載したるときは其の定員を超えたる人名を末尾より除却すべし

第五十五條 投票は六十日間郡役所又は市役所若は區役所を保存し期限を經過したる後之を燒棄すべし

第五十六條 選挙に關り訴訟又は告訴告發あるときは第五十三條第五十五條の期限を經過するを裁判確定に至るまで其の投票を保存すべし

第五十七條 選挙長の選挙明細書を作り選挙點檢に關る一切の事項を記載し選挙委員と共に署名し之を保存すべし

第九章 選挙人

第五十八條 投票總數の最多數を得たる者は之を當選人とす

投票同數なるときは生年月の長者を以て當選人とす同年月あるときは抽籤を以て之を定むべし

第五十九條 當選人定まりたるべきの選挙長の直に其の姓名及投票の数を府縣知事より届出

第六十條 府縣知事前條の届出を受けたるべきの各當選人は通知し其の姓名を管内より告示

第六十一條 當選人當選の通知を受けたるときは其れ當選を承諾するや否を府縣知事より届

第六十二條 一人ふして數選挙區の當選人となりたる者當選の通知を受けたるときは何れ

第六十三條 當選人其の府縣内なる者は十日以内其の府縣外なる者は二十日以内當

第六十四條 當選人として其の當選を辭し又は期限内其の當選を承諾し届出するときは

第六十五條 各選挙區の當選人確定したるときは府縣知事より當選證書を付與し及管内より

第六十六條 議員の任期は四箇年とする但し任期を終りたる後仍舊選挙に就するを

第六十七條 議員の職責あるより内務大臣より補選選挙を命じられたる

第六十八條 補欠議員の任期は前議員の任期に依る

第六十九條 投票管理の町村長の投票所の秩序を保持し必要なる場合に警察官の

第七十條 凡て武器又は兇器を携帯する者は投票所に入ること

第七十一條 選舉人非ざる者の投票所に入ること

第七十二條 投票所は於て一切の演説討論及喧嘩を禁じ又他人に投票を勧誘することを

第七十三條 投票所は於て秩序を紊る者あるときは町村長は之を警戒し其の命に従はざる

第七十四條 投票所の外に退出せしめたる者の犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲に

第七十五條 投票所は總會したる選舉人として刑法及び此の法律の罰則を犯したる者は投

第七十六條 投票するに關する選舉の申立に付町村長は決定を對しては投票所は於て不服を申立

第七十七條 選挙管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所於て選挙會ハ參觀ヲ求むる者ハ總て第六十九條より第七十三條に至るまでの例ニ照シ選挙長之を處分トベシ

第十二章 選挙訴訟

第七十八條 各選挙區於て當選を失ひたる者當選人の當選ニ無効トせるの理由あり認むるときハ當選人を被告トシ第六十五條ニ掲げたる當選人の姓名告示の日より三十日以内ニ控訴院ニ出訴することを得 其の期限を超過したる後出訴するも其の効あり

第七十九條 原告人は訴訟狀と共に保證金として金三百圓又は之ニ相當する公債證書を控訴院書記局ニ預置クベシ

第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判官渡の日より七日以内ニ一切の裁判費用を納完せざるときは保證金より之を控訴し仍足らざるるときハ之を追徴すベシ

第八十一條 同一の當選人ニ對し二人以上の原告人訴訟を爲したるときハ控訴院ハ一此裁判官渡書を以て各訴訟人ニ宣告せらるるを得

第八十二條 審判中棄職院解散 命あるときは訟訴院ハ其此訴訟を棄却すベシ

第八十三條 原告人訴訟を撤回するときは同時に其の由を新聞紙又は其の他此方法を以て公告すベシ

第八十四條 控訴院ハ當選訴訟を審判するに當り本訴ニ關係せる刑法又は此の法律の犯罪者ニ對し直ニ或刑の首渡を爲すことを得但し此此場合於ては檢察官をして立會はしむ

當選訴訟ニ關係せざる場合於ける此の法律の犯罪者は所轄刑事裁判所於て之を裁判す

第八十五條 控訴院於て當選訴訟を判定したるときハ其の裁判官渡書の原本を内務大臣に送附トベシ若兼職院開會するときは併せて之を議長ニ送付すベシ

第八十六條 當選訴訟ニ付控訴院の裁判ニ對しては大審院ニ上告することを不得

第八十七條 訴訟此目的たる當選人ハ其の裁判確定に至るまで兼職院ニ列席するの權を失はす

第八十八條 當選訴訟ニ付本章に規定したるも此ハ外總て普通の訴訟手續ニ依る

第十三章 罰則

第八十九條 納税額年齢住所及其他選挙資格ニ必要なる事項を詐稱し選挙人名簿ニ記載せられたる者は四圓以上四十圓以下の罰金ニ處す

第九十條 投票を得又ハ他人ニ投票を付せしめ若ハ他人の爲ニ投票を爲すことを抑止するの目的を以て直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私の職務を選挙人ニ授與し又ハ授與するものと約束したる者は五十圓以上五十圓以下の罰金ニ處す

其の授與又ハ約束を受けたる者亦同じ

第九十一條 直接又ハ間接ニ金錢物品手形若ハ公私の職務を選挙人ニ授與し又ハ授與する

ことを約束して投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を得ることを約束し
止むたる者の刑法第二百三十四條の例を以て論ず

其の授與又は約束を受け投票を得又は他人の投票を得ざる者亦同じ

第九十二條 投票を得又は他人に投票を得ることを抑止せしめ目的を以て選挙人は暴行を
加へたる者は一月以上六月以下の輕禁錮に處せ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十三條 選挙人に暴行を加へて投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票
を得ざることを抑止しする者は三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰
金を附加す

第九十四條 選挙人を強逼し又は投票所若し選挙會場を騷擾し又は投票函を留置破壊若し
窃奪するの目的を以て多衆を囂聚したる者は六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上
百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て囂聚し助けたる者の十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三十圓以上
三十圓以下の罰金を附加す

犯罪者武器又は兇器を携帯したるときは各本刑に一等を加ふ

第九十五條 選挙に際し管理若し又立會人は暴行を加へ又は暴行を以て投票所若し選挙會場
を騷擾し又は投票函を留置破壊若し窃奪したる者は四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十
十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

犯罪者武器又は兇器を携帯したるときは本刑に一等を加ふ

第九十六條 多衆を囂聚して前條の罪を犯したる者は重禁錮に處す
其の情を知て囂聚し助けたる者の二年以上五年以下の輕禁錮に處す

犯罪者武器又は兇器を携帯したるときは本刑に一等を加ふ

第九十七條 演説又は新聞紙若し其の他の文書と以て人を教唆し前三條に罪を犯せしめたる
者の刑法第二百五條の例に依る其の放談の効なき者と仍本刑に二等又は三等を減じ處断す

第九十八條 武器又は兇器を携帯して投票所若し會場に入りたる者の三十圓以上三十圓以下
の罰金を處す

第九十九條 當選人に於て第八十九條より第九十八條に至るまでの刑に處せられたるとき
は其の當選は無効とす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條に依り選挙人たることを得ざる
者投票を爲したるときは四十圓以上四十圓以下の罰金を處す

第一百一條 前條に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられ又再び罰金の刑に處せられたる者は
三年以上七年以下の選挙權及被選挙權を停止す

第一百二條 立會人正當の事故なくして此の法律に規定したる義務を缺くときは五圓以上五
十圓以下の罰金を處す

第一百三條 本章に規定したる罰則は外罰法に規定するもの各其條に依り重きに従て處断す

第百四條 凡て選挙に關する犯罪は六箇月を以て期滿免除とし
第百五條 此の罰則は第十一章の各條と共に投票所及選挙會場を貼示せし

第百六條 市長兼て之を掌るべし
市長兼て之を掌るべし
市長兼て之を掌るべし

第百七條 前條の場合に於ては市長又は區長は其の管理する選挙區内に於ける選挙人中より立會人三名以上七名以下を定め選擧の期日より三日以前之を本人に通知し
選挙の當日選挙管理の市役所又の區役所に參會せしむべし
立會人は投票し立會ひ併せて投票を照檢すべし
此の場合に於ける選挙明細書は併せて投票の事項を記載すべし

第百八條 島司を置く地方に於ては此の法律に規定せたる選挙長の職務に島司之を掌るべし

第百九條 町村制を施行せざる町村に於ては此の法律に規定せたる町村長の職務に戸長之を掌るべし

第百十條 選挙人名簿編製の初年より所得税法施行以來第六條第八條に規定せたる納税額を以て納税元したる者ハ其の納税資格の期限を充つるものと見做すべし

第百十一條 北海道神戶縣及小笠原島に於ては將來一般の地方制度を施行するの時に至るまで此の法律を施行せし

○令
朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布し此の勅令を實施するの時期は朕が命ずる所と依るべし

御名 御璽
明治二十二年二月十一日

- | | |
|-----------|---------|
| 内閣總理大臣 | 伯爵 黒田清隆 |
| 樞密院議長 | 伯爵 伊藤博文 |
| 外務大臣 | 伯爵 大隈重信 |
| 海軍大臣 | 伯爵 西郷從道 |
| 農商務大臣 | 伯爵 井上馨 |
| 司法大臣 | 伯爵 山田顯義 |
| 大藏大臣兼内務大臣 | 伯爵 松方正義 |
| 陸軍大臣 | 伯爵 大山正義 |
| 文部大臣 | 子爵 森有禮 |
| 逓信大臣 | 子爵 榎本武揚 |

勅令第十一號

貴族院令

第一條 貴族院の左の議員を以て選任す

一 皇族

二 公侯

三 伯子男爵各々其の同爵中より選任せられたる者

四 國家に勲勞あり又ハ學識ある者より特ニ勅任せられたる者

五 各府縣に於て土地或ハ工業商業に付多額の直接國税を納むる者の中より一人を互選シテ勅任せられたる者

第二條 皇族の男子成年に達したるときは職席に列す

第三條 公侯爵を有する者満二十歳に達したるときは議員たるべし

第四條 伯子男爵を有する者として満二十五歳に達し各々其の同爵に選任せられたる者は七箇年任期を以て議員たるべし其の選挙に關する規則は別に勅令を以て之れを定む

第五條 國家に勲勞あり又ハ學識ある満三十歳以上の男子として勅任せられたる者の終身議員たるべし

第六條 各府縣に於て満三十歳以上の男子として土地或ハ工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人中より一人を互選シ其の選挙に關する規則は別に勅令を以て之れを定む

第七條 國家に勲勞あり又ハ學識ある者及各府縣に於て土地或ハ工業商業に付多額の直接國税を納むる者より勅任せられたる議員の有給議員の數は超過することを得ず

第八條 貴族院の天皇ハ諮詢に應ヘ皇族の特權に關する條規を議決す

第九條 貴族院の眞の議員の資格及選挙に關する争訟を判決す其の判決に關する規則は貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふべし

第十條 議員として禁錮以上ハ刑に處せられ又ハ身代限ハ處分を受けたる者あるときは勅命を以て之を除名とべし貴族院に於て懲罰に由り除名すべき者の議員より上奏して勅命を請ふべし

除名せられたる議員の更ニ勅命あるは非されハ再び議員となることを得ず

第十一條 議長副議長は院員中より七箇年の任期を以て勅任せらるべし

被選議員として議長又ハ副議長の任命を受けたるときは議員に任期其の職に就くべし

第十二條 此の勅令に定むるもの外に他ニ議員法に條規に依る

第十三條 將來此れ勅令の條項を改正シ又ハ増補するときは貴族院の議決を経べし

朕權を問問の諮詢を経て會計法に裁可し之を公布せしむ

御名御璽

明治三十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道
- 農商務大臣 伯爵 井上馨
- 司法大臣 伯爵 山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵 松方正義
- 陸軍大臣 伯爵 大山巖
- 文部大臣 子爵 森有禮
- 逓信大臣 子爵 榎本武揚

法律第四號
會計法

第一章 總則

第一條 政府の會計年度の毎平四月一日に始まり翌年三月三十一日を終る
 一 會計年度の歳入歳出の出納に關する事務の翌年度十一月三十日までには悉皆完結せし
 第二條 租税及其他一切の収納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出の總豫算の編入すべし

第三條 各年度に於て決定したる經費定額を以て他の年度に屬すべき經費を充つることを得ず

第四條 各官廳に於ては法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することを得ず

第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年帝國議會集會の始に於て之を提出せし

第六條 歳入歳出の總豫算の之を經常臨時の二部と大別し各部中に於て之を數項に區分すべし

總豫算の帝國議會參考の爲に左の文書を添附すべし

第一 各省の豫定經費要求書但各項目中各目の明細を記入すべし

第二 其れ年三月三十一日を終りたる會計年度の歳入歳出現計書

第七條 豫算中に設くべき豫算費は左の二項に分つ

第一 豫算金

第二 豫備金

第一 豫算金は避くべからざる豫算の不足を補ふものとす

第二 豫算金の豫算外に生じたる必要の費用を充つるものとす

第八條 豫備金を以て支辨したるものは年度經過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第九條 毎年度大蔵省證券發行の最高額は帝國議會の協賛を経て之を定む

第三章 收入

第十條 租稅及其他の歳入は法律命令の規程に従ひ之を徵收すべし
法律命令に依り當該官吏は資格ある者非ざれば租稅を徵收し又ハ其他の歳入を收納するものとを得ず

第四章 支出

第十一條 毎會計年度に於て政府の經費を充つる所の定額ハ其の年度の歳入を以て之を支辨せしむ

第十二條 國務大臣ハ豫算を定めたる目的の外ハ定額を使用せず又ハ各項の金額を彼此流用することを不得

第十三條 國務大臣ハ其の所管に屬する收入を國庫に納むべし直之を使用するものと得ず
別定むる所の規程に従ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむるものと得

第十四條 國庫は法律命令に反する仕拂命令に對し仕拂を爲すことを得ず

第十五條 國務大臣ハ政府に對し正當なる債主若ハ其の代理人ハ爲すに非ざれば仕拂命令を發するものと得ず

左の諸項の經費に限り國務大臣ハ主任ハ官吏に委任し又ハ政府に命じたる銀行に委任して現金支拂を爲さしむる爲し現金前渡の仕拂命令を發することを不得

- 第一 國債の元利拂
- 第二 軍隊軍艦及官船に屬する經費
- 第三 在外各處の經費
- 第四 前項の外總て外國に於て仕拂を爲す經費
- 第五 運輸通信の不便なる内國の地方に於て仕拂を爲す經費
- 第六 廳中常用雜費として一箇年の總費額五百圓を滿たざるもの
- 第七 場所の一定せざる事務所の經費
- 第八 各處に於て直接に從事せる工事の經費但し一坐住官に付三千圓迄を限る

第五章 決算

第十六條 會計検査院の検査を経て政府より帝國議會に提出する總決算は總決算と同一の様式を用ひ左の事項の計算を明記すべし

- 歳入此部
- 歳入豫算額
- 歳入決算額
- 歳入未済入額
- 歳出此部
- 歳出豫算額
- 歳出決算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令濟出額

翌年度繰越額

第十七條 前條の總決算又は會計検査院の検査報告と俱に左記文書を添附せし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府の負債よみて其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年内に債主より支出の請求

若し仕拂の請求を爲さざるものは期滿免除として政府の其の義務を免るゝものとす但し

特別の法律を以て期滿免除の期限を定めざるもの各其の定むる所を依る

第十九條 政府の納むべき金額よして其の納むべき年度經過後滿五箇年内上納の告知と

受けざるもの其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定め

たるものは各其の定むる所を依る

第七章 豫計剩餘定額繰越豫算外収入及定額戻入

第二十條 各年度よ於て豫計剩餘あるとき其の翌年度の歳入に繰入るべし

第二十一條 豫算よ於て特定期許したるもの及一年度内を終るべき工事又は製造よして選

ぶべきもの事故の爲し事業を遅延し年度内其の經費の支出を終らざりしもの之を

翌年度に繰越し使用せしむることを得

第二十二條 數年を期しと竣功すべき工事製造及其他の事業よして繼續費として給額を

定むるものは毎年度の仕拂殘額を竣功年度まで遞次繰越使用せらるるを得

第二十三條 賦課過渡となりたる金額の返納出納の完結したる年度に屬せる収入及其他

一切豫算外の收入の總て現年度の歳入に組入るべし但し法律勅令に依り前金渡概算渡繰

替拂を爲したる場合に於ける返納金は各之を仕拂ひたる經費の定額に戻入るゝを得

第八章 政府の工事及物件の賣買貸借

第二十四條 法律勅令を以て定めたる場合外政府の工事又は物件の賣買貸借の總て公告

して競争を付すべし但左の場合に於ては競争を付せず隨意の約定を依るものと得べし

第一 一人又は一會社よて專有する物品を買入れ又は借入るゝとき

第二 政府の所爲を秘密すべき場合に於て命ずる工事又は物品の賣買貸借を爲すとき

第三 非常急遽の際工事又は物品の買入借入を爲すとき競争を付する暇なきとき

第四 特別の物質又は特別の目的の爲る由り生産製造の場所又は生産製造者より

直接に物品の買入を要するときは

第五 特別の製造業を命ずる製造品及機械を買入るゝ

第六 土地家屋の買入又は借入を爲すとき其の位置又は構造等に限る場合

第七 五百圓を超ゆる工事又は物品の買入借入の契約を爲すとき

第八 見積価格二百圓を超ゆる動産を賣拂ふとき

第九 軍艦を買入るゝとき

第十 軍馬を買入るゝとき

第十一 試験の爲に工作製造を命じ又は物品を買入るゝとき

第十二 慈善の爲に設立せる教育所の貧民を備役し及其の生産又は製造物品を直接に買入るゝとき

第十三 囚徒を備役し又は囚徒の製造物品を直接に買入るゝとき及政府の設立に係る農工業場より直接に其の生産又は製造物品を買入るゝとき

第十四 政府の設立したる農工業場又は慈善教育に係る各所の生産製造物品及囚徒の製造物品を賣拂ふとき

第二十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又は物件買入の爲に前金拂を爲すことを得ず

第九章 出納官吏

第二十六條 政府に屬する現金若しくは物品は出納を掌る所の官吏は其の現金若しくは物品一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受けし

第二十七條 前條に官吏水火盜難又は其他の事故に由り其の保管せる所の現金若しくは物品を紛失毀損したる場合は於て其の保管上維持得ざるらざりし事實を會計検査院に證明し責任免除の判決を受けるゝ時されれば其の負擔の責を負ふゝことを得ず

第二十八條 特別の規程に用ゐる本法に關する事項は特別會計法に規定するに依りて之を以て之を志しし

第二十九條 仕舞會令の職務の現金出納の事務を掌ることを得ず

第三十條 特別の規程に用ゐる本法に關する事項は特別會計法に規定するに依りて之を以て之を志しし

第三十一條 政府の國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得ず

第三十二條 本法の條項を施行するに當り各其の條項施行の日より廢止す

第三十三條 本法の條項を施行するに當り各其の條項施行の日より廢止す

全半全四廿

印刷兼編輯發行人

發行所

岡田常三郎
全所 書籍行商社

●改正軍令

●二十三年國會議事錄

三錢

●子の山

●大日本統計表

三錢

●子の山

●大日本長者金高付

三錢

●子の山

●大日本華族名簿

三錢

●子の山

●大日本國會議事錄

三錢

●子の山

●私國會議員寄附者一覽表

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢

●子の山

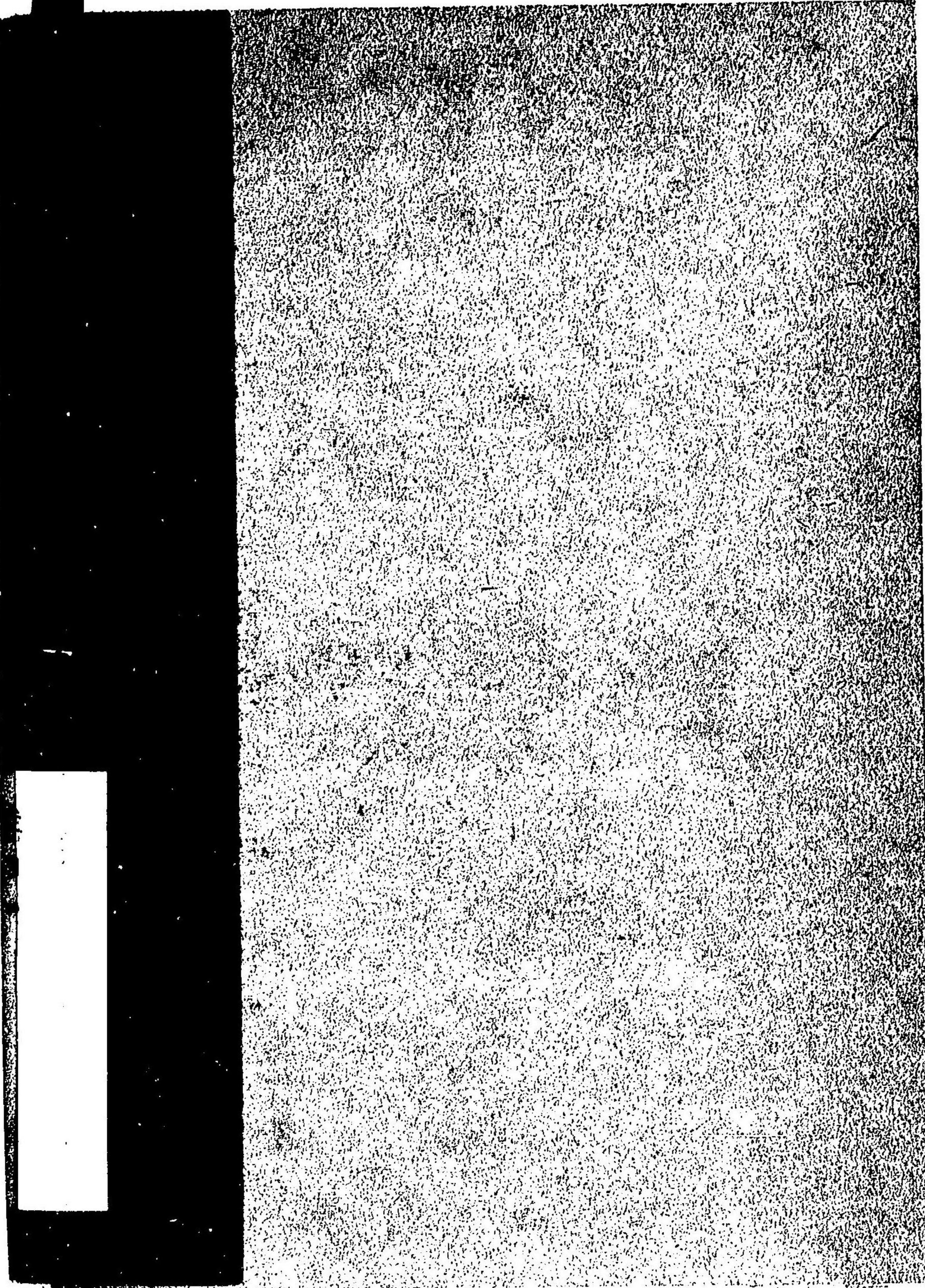
●市制町村制要綱

三錢

●子の山

●市制町村制要綱

三錢



特5 1

43

大日本傍訓 帝国憲法

国立国会図書館

031695-000-5

特5 1-4 3

大日本傍訓帝国憲法

書籍行商社

M 2 2

BBE-0322

